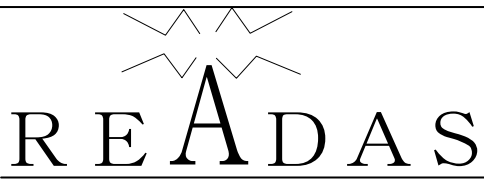


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4648 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月16日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 配偶者控除の対象となる者

Q：配偶者控除の対象には、いわゆる内縁の妻も含まれるのですか？

A：内縁の妻は対象になりません。

【解説】

所得税法では、本人と生計を一にする合計所得が38万円以下の配偶者を控除対象配偶者といい、配偶者控除の対象になることとしています。

しかし、所得税法ではこの配偶者の定義を直接規定しておらず、通達によって所得税法に規定する配偶者とは、民法の規定による配偶者をいうのであるから、いわゆる内縁関係にある者は、たとえ家族手当等が支給されていても配偶者に該当していないとしているにすぎません。

したがって、このような場合には、身分関係の基本である民法の規定にしたがって判断することになりますが、民法では、婚姻の効力は婚姻の届出をすることによって生ずるとし、そのような法律上の婚姻をした者を配偶者としていますことから、所得税法においても、婚姻の届出をした者を配偶者として取り扱うこととなります。

したがって、婚姻関係の無い、いわゆる内縁の妻は配偶者に該当せず、配偶者控除の対象にならないこととなります。

